

給水装置工事費等の融資制度に関する要綱

昭和50年5月27日

水総業第 140号

改正 昭52.3.14 昭53.9.30 昭54.3.19 平3.3.30 平6.3.31 平30.2.9

(目的)

第1条 この要綱は、給水装置工事費、分担金及び工事負担金（以下「工事費等」という。）に対する資金の融資に関して必要な事項を定め、市民に工事費等の資金を融資して給水装置工事の実施を促進し、もって水道普及の円滑化を図り生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(融資の対象)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号の一に該当する場合で、水道の普及上必要と認められるものに対してその工事費等にあてる資金を融資する。

- (1) 未給水地域において新規に給水を開始するとき。（同地域において受水タンク以下装置による給水方式をとる場合の工事費を含む。）
- (2) 民営簡易水道を神戸市上水道に切り替えるとき。
- (3) 簡易専用水道、小規模受水槽水道等の受水タンク以下装置を改良して、上水道直結の施設に切り替えるとき。
- (4) 老朽給水装置の取替工事で、工事費等を一時に負担することが困難と認められるとき。
- (5) その他管理者が給水普及上必要と認めるとき。

2 資金の融資は、生活の本拠とする既存の家屋等（同一敷地内で、家屋以外に店舗、工場等を有しているものを含む。）に対する給水装置工事で1戸あたりの工事費等が別に定める額以上のものであり、かつ、別に定める融資基準をみたしているものに対して行う。

(融資の額)

第3条 融資の額は1戸につき5万円以上200万円を限度とする。ただし、管理者が必要と認める場合は限度額を超えて融資することができる。

(融資の申込)

第4条 工事費等の融資を受けようとする者は別に定める申込書並びに管理者の指示する書類を提出しなければならない。

2 管理者は融資を承認した者（以下「借受人」という。）に融資決定の通知を行う。

(保証人)

第5条 借受人は連帯保証人をたてなければならない。

2 前項の保証人は次の各号に掲げる要件を備える者であること。

- (1) 神戸市内に居住し、かつ、独立の生計を営む者であること。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、この限りでない。
- (2) 融資金の償還については十分な保証能力を有する者であること。

3 連帯保証人がその資格を失い、又は死亡したときは、更に連帯保証人を定めて変更の手続きをしなければならない。

(損失補償委託契約)

第6条 借受人は管理者に対して損失補償委託契約を締結しなければならない。

(融資の利率、償還期間等)

第7条 融資の利率、償還期間等の融資の条件は、市中金利、償還期間等を考慮して別に管理者の定めるところによる。

(融資の取消)

第8条 借受人が次の各号の一に該当するとき、管理者はその融資を取り消すことができる。

- (1) 給水装置工事を取りやめたとき及び給水装置の使用を廃止したとき。
- (2) 神戸市水道条例及び同条例施行規程等の神戸市が定める条例又は規程に違反したとき。
- (3) 嘘偽その他不正の手段により融資を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく償還金の返還を怠ったとき。
- (5) 管理者及び金融機関の指示に従わなかったとき。
- (6) その他、管理者が融資の目的を達することができないと認めたとき。

(繰上償還)

第9条 借受人が次の各号の一に該当するときは、融資金のうち未償還残額を一時に返還しなければならない。

- (1) 融資を取り消されたとき。
- (2) 給水装置工事をした家屋を他人に譲渡しようとするとき。

(所有権の留保等)

第10条 工事費等の償還期間中は、給水装置の所有権は、神戸市に留保する。

- 2 借受人は、前項の給水装置を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 償還期間中における借受人の故意又は過失による給水装置の破損、漏水等に伴う修繕並びに滅失等の損害は、すべて借受人の負担とする。

(金銭の預託)

第11条 この要綱の運営のため管理者は金融機関に対して別に締結する金銭預託契約に基づき融資資金を預託しなければならない。

- 2 前項の融資資金預託額は予算の定めるところによる。

(損失補償)

第12条 管理者は別に締結する損失補償契約に定める額を限度として金融機関に対して損失補償を行う。

(災害時による特例)

第13条 管理者は借受人が災害その他特別の事由により融資額の償還又は遅延利息の支払をすることが困難と認められるときは、申出により償還期限を変更し、又は遅延利息を減免することができる。

- 2 前項の災害その他特別の事由とは次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 地震、火災、水害等により相当な財産的被害を受け、融資金の返還について一時的に困難を

きたしたと認めたとき。

(2) その他管理者がやむを得ない事由があると認めたとき。

3 第1項の申出をする場合においては行政区長が発行する被災証明等を提出しなければならない。

(施行の細目)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(施行期日)

第15条 この要綱は、昭和50年6月2日から施行する。

付 則 (昭52.3.14 水総業第951)

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則 (昭53.9.30 水総業第638)

(施行期日)

1 この要綱は、昭和53年10月2日から施行する。

付 則 (昭54.3.19 水総業第1101)

(施行期日)

1 この要綱は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則 (平3.3.30水総業第1299)

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平6.3.31水総業第999)

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平30.2.9 水総業第1915)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。